資料　２

# 消費者啓発・消費者教育について

（答申書）素案

平成２５年　月

長野市消費生活協議会

## １．はじめに

近年、食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務など、消費生活に関する社会問題が深刻なものになっています。

また、経済の仕組みの変化や規制緩和の流れの中で、消費者トラブルは多発し、その内容も複雑化、高度化していることから、消費者教育の重要性は高まっています。

その中で、自らの権利の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利を実現するよう努め、自ら進んで消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するように努める消費者ーすなわち「自立した消費者」育成を目指すことが、消費者教育の理念です。

このような状況の中で、平成 23 年 7 月に長野市長から、市民の安心・安全な消費生活の実現に向け、「消費者啓発、消費者教育の取り組みについて」の諮問を受けました。

本協議会では、近年の消費者を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、また、昨年 12 月に施行された消費者教育推進法の基本理念に基づき、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場における多様な主体の連携、協働による効果的な消費者啓発、消費者教育の推進について提案し、ここに答申をいたします。

## ２．消費者啓発・消費者教育をめぐる現状と課題

本市においては、などに取り組んでいますが、

地元の新聞やラジオなどのメディアなどを活用しながら、消費者トラブルに関する最新の情報を発信するとともに、携帯電話等のメールサービスによる効果が期待されます。

一方で、ひとり暮らしの高齢者や障がい者はもとより、周りに情報があふれている若年者などにも必要な情報が届かないといった指摘があります。

**消費者教育の必要性**
**イメージマップの４P**

## ３　長野市の取り組み

(1) 総合啓発（一方通行型啓発）

① 市広報、県資料「くらしまる得情報」等の配布

② ライフステージごとの資料提供

幼児の保護者、小学校、中学生、高校・大学生、高齢者、障がい者を対象とした資料の作成配布

(2) メディアを活用した情報提供（一方通行型啓発）

ラジオ・有線放送、屋外ビジョン、電照掲示板、ローカル新聞での放送、放映、掲載

(3) 講座の実施（情報共有ふれあい型啓発）

出前講座（高校・社会福祉施設職員・高齢者等）、生活知識講座

(4) 消費生活講演会（情報共有参加型啓発）

市、地域の民間団体主催による消費者問題に関する講演会

(5) 地域における啓発ボランティアの養成

長野市くらしの安心サポーター（養成講座修了）

## 4　関係機関の取り組み、事例等

### (1) 消費者庁

① 高齢者・障がい者見守り情報の発信

「今、どんな手口で勧誘が行われているのか」,「どんな製品事故が発生したのか」などをメールマガジン「見守り新鮮情報」、子どもを対象とした「子どもサポート情報」で配信

② インターネット消費者トラブル

手口が多様化・巧妙化しているインターネットを巡る消費者トラブルをテーマ別に採り上げるとともに、悪質な事案については法令に基づく対処を実施

③ 子どもを事故から守るプロジェクト

子どもの事故の予防に関して「子育てに忙しくて必要なときに欲しい情報が入手できない、優れた取組が関係者間で共有できていない、単に注意を呼びかけるだけでは限界がある」といった声に対し、保護者に対する情報のつなぎ，子どもにとって何が危険で、どのように注意すべきか等に関する情報の提供、事故原因となる製品・施設の改良の促進を柱とし、「予防」の観点に立った事故予防の情報を提供

④ 消費者教育ポータルサイトの設置

自ら消費者としての知識を習得したい，学校や社会の様々な場面で消費者教育を実施したいなど消費者教育に関心のあるあらゆる人に、ライフステージごとの消費者教育に関する情報を提供

### (2) 長野県消費生活室

① 児童・生徒に対する啓発

・消費者庁作成の中学生向け教材の利用案内

②　高校生・大学生等若年者

・若者向け県域発行雑誌にマンガ広告を掲載

・リーフレットの配布

・ポスターを鉄道・バスの社内、コンビニ等に掲出

・インターネットバナー広告

・大学等入学時のオリエンテーションを活用した啓発

③　高齢者

・高齢者見守り直送便

④　障がいのある人

・知的障がい者、視覚障がい者向け啓発資料の作成配布

⑤　一般者

・くらしまる得情報の発行

・ラジオスポットの放送、メールマガジンの配信

・くらしのセミナー、消費者シンポジウムの開催

・出前講座

⑥　消費者（県民）意識調査の実施

・消費者教育・啓発に関する意見（アンケート結果より）

年代に応じて学べる講座等を実施して欲しい

子どもの頃からの消費者教育、若者への消費者被害の危険性の周知が必要

講座等への参加が難しい勤労世代のために、勤め先（企業）への対応を望む

高齢者への繰り返しの啓発、分かりやすい説明、インターネットの利用機会がすきないため、回覧板や広報誌での情報提供を望む。

なるべく小さな地域単位（公民館・老人会）での啓発講座や情報交換の実施が必要

**(3) その他**

①　東京都

大学の落語研究会や社会人のボランティアグループにより、悪質な商法の落とし穴とその解決策、食生活や環境問題等を出前寄席として落語・漫才・コントで楽しくわかりやすく啓発

②　大阪府

小学４～６年生とその保護者を対象に、実験学習を通じて消費生活に興味を持ち学習するくらしの体験講座を開催

## ５　消費者教育推進法の制定、施行

平成 24 年 8 月 10 日、消費者教育推進法案が成立し、平成 25 年 12 月 13 日に施行された。

この法律の目的は、「消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利」であることを踏まえ消費者教育の推進が国民の消費生活の安定及び向上に寄与するものとしている。

消費者教育の定義としては、「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動」となっており、基本理念では「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結びつけることができる実践的な能力」を育むものとし、「幼年期から高齢期までの各段階に応じて」消費者教育がライフステージごとに体系的に行うように定めている。

更に、消費者教育を行うにあたって、環境教育、食育、国際理解教育など、他の教育施策と連携するよう配慮を行うことも定め、その上で、以下のような責務や努力規定を設けている。

国の責務

消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定、実施すること。

地方公共団体の責務

消費生活センター、教育委員会その他の連携の下で、地域の状況に応じた施策を作成し、実施すること。

消費者団体の努力

学校、地域、家庭、職域、その他で行われる消費者教育に協力するよう努める。

事業者および事業者団体の努力

国や地方公共団体の実施する消費者教育の施策に協力し、消費者教育推進のための自主的な活動をするように努める。

さらに、消費者教育推進法の目的や基本理念を実現するために、以下のような基本方針や基本的施策も定められている。

**基本方針**

政府には消費者教育の推進に関する基本方針を定める義務があり、その基本方針は消費者基本法によって規定される消費者基本計画と調和を保つ必要がある。

**学校における消費者教育の推進**

国及び地方公共団体には、学校の授業等の教育活動において体系的な消費者教育の機会を確保するための施策を推進する義務が定められている。

そのために、教職員への研修の充実、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用の推進も行うこととし、大学においても消費者教育が適切に行われるよう促すものとしている。

**地域における消費者教育の推進**

国、地方公共団体と国民生活センターは、地域における民生委員、社会福祉主事、介護福祉士、その他高齢者や障害者などの支援を行う者に対し、研修の実施や情報の提供などを行うこととしている。また、社会教育施設などで消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育を行うこととしている。

**事業者および事業者団体による消費者教育**

事業者にも、消費者団体との情報交換などの連携を通じ、消費者の消費生活知識の向上を図る取り組みをするよう努力規定を設けている。

また、事業者がその従業員に対して消費者教育を行うことも推奨している。

**その他**

国・地方公共団体には、消費者教育についての教材を整備したり、消費者教育を行う人材を育成する努力規定を設けている。

消費者庁には、消費者教育推進会議を置く義務を定め、都道府県および市町村については、消費者教育推進地域協議会を組織する努力規定を設けている。

以上のように、国や地方公共団体には消費者教育を推進することを責務とし、学校や地域において消費者教育を充実させる施策を実施することになる。

（長野市の対応）

◎家庭教育・子育て教育の“すきま”における消費者教育：

幼児・児童・生徒（低学年）対象

―保育所・総合こども園・学童保育・育成会等における消費者教育の導入検討

＊家庭教育・子育て教育の補完＝

消費者行政の一環としての消費者教育

＊幼児・児童・生徒の生活時間の変容：

・家庭外における生活時間の増加

・家庭教育に係る機会・時間の減少

（参考）国民生活白書、国民生活時間調査

## ６　消費者教育・消費者啓発ののライフステージごとの消費者啓発・消費者教育

消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場の特性に応じた適正な方法により行うことが、消費者教育推進法第３条第３項及び第４項）に定められています。

そこで、

（1） 幼児期

保育所・総合こども園・学童保育・育成会等における消費者教育の導入検討

**家庭教育（家庭教育の補完）に特化**

学校：学校教育カリキュラムで実施

**家庭：幼児・児童・生徒の育成の場と時間を利用して実施（消費者行政ｶﾘｷｭﾗﾑ）**

**…保育所、総合こども園、学童保育、育成会による教育機会・場の代替**

＊家庭に代わって消費者教育の実施を検討

＊生活のための基本ルール（マナー）、基本技術（ノウハウ）の極意伝授

◍消費者力のある人々団体による消費者教育の機会提供：

市消団連（暮らしの知恵、アナログ生活用品･遊具利用の極意伝授）

市商工会（“のれん”商いの極意、契約、地域の特産品理解、地域活性）

流通業・通信業・金融業（モノとお金の関係仕組みの理解）：現場見学

高齢者：上記、家庭における教育を応用

（2） 小中学生期

文部科学省において、学習指導要領に基づき学校における消費者教育が推進されていますが、・・・

保育所・総合こども園・学童保育・育成会等における消費者教育の導入検討

家庭教育（家庭教育の補完）に特化

学校：学校教育カリキュラムで実施

家庭：幼児・児童・生徒の育成の場と時間を利用して実施（消費者行政ｶﾘｷｭﾗﾑ）

…保育所、総合こども園、学童保育、育成会による教育機会・場の代替

＊家庭に代わって消費者教育の実施を検討

＊生活のための基本ルール（マナー）、基本技術（ノウハウ）の極意伝授

◍消費者力のある人々団体による消費者教育の機会提供：

市消団連（暮らしの知恵、アナログ生活用品･遊具利用の極意伝授）

市商工会（“のれん”商いの極意、契約、地域の特産品理解、地域活性）

流通業・通信業・金融業（モノとお金の関係仕組みの理解）：現場見学

高齢者：上記、家庭における教育を応用

高校・若年層

## ○教育委員会と消費生活センターの連携

消費者教育を推進するため、消費生活センターと教育委員会が連携するよう要望します。

また、消費者問題に関する情報や教材を、学校や社会教育施設に提供するとともに、消費生活相談員をはじめとする外部の講師を出前講座などで受け入れるよう積極的に働きかけるよう期待します。

成人一般

保育所

高齢者

高齢者は、日常、近所の人や友人・知人などと定期的に連絡を取り合っているが、一人暮らしの場合は、それらの人たちとの関係が相対的に希薄で、反対に、多くの高齢者にとって民生委員や福祉関係者との接触は限られたものですが、一人暮らしの高齢者はこうした関係者との接触機会が

高齢者の場合、出前講座などによる消費者教育だけでなく、学習そのものに対する意欲が必ずしも高くない傾向にあることから、いわゆる「集める講座」から高齢者が日常の活動の延長線上で受講できる「届ける講座」の実施が効果的であると考えられます。

## ○地域で取り組む消費者の自立支援

架空の投資話や悪質な訪問販売で消費者を巧みに騙し、高額な契約を結ばせるなどの消費者被害が後を断ちません。その中で、昨年８月に「消費者教育の推進

に関する法律」（以下、「消費者教育推進法」）が成立し、12 月 13 日に施行されました。消費者教育推進法では、消費者が自らのために自主的、合理的に行動できるよう自立を支援するため、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、国・地方公共団体の責務を明確にしています。

また、消費者団体、事業者および事業者団体の消費者教育推進への努力が求められています。

**○オリジナリティーのある消費者教育・消費者啓発の在り方**

## 7　参考

### (1) 長野市消費生活協議会委員名簿

任期　平成 23 年６月１日～平成 25 年５月 31 日

| 区　分 | 氏　名 | 性別 | 所属団体・役職 |
|---|---|---|---|
| 学識経験者 | 渡　邉　哲 | 男 | 長野県短期大学 教授 |
| | 吉　池　章 | 男 | 長野県司法書士会長野支部 会員 |
| 消費者代表 | 絹　川　千　代 | 女 | 長野市くらしを考える会 副会長 |
| | 町　田　明　子 | 女 | 長野市農村女性ネットワーク研究会 副会長 |
| | 冨　田　和　子 | 女 | 長野市連合婦人会 事務局長 |
| 事業者代表 | 安　部　務 | 男 | 長野商工会議所篠ノ井支部 副支部長 |
| | 西　澤　弘　光 | 男 | 長野市商工会 筆頭理事 |
| | 山　口　寿　志 | 男 | 株式会社 ＮＴＴドコモ長野支店<br>営業部営業支援担当課長 |
| 関係行政機関 | 小　口　由　美 | 女 | 長野県長野消費生活センター 所長 |
| 市長が必要と認めるもの | 丸　田　晶　子 | 女 | 公募委員 |
| | 宮　野　万　里 | 女 | 公募委員 |
| | 池　内　功 | 男 | 公募委員 |

### (2) 審議経過

| 期　日 | 審議内容 |
|---|---|
| 平成 23 年７月８日 | 諮問の説明、市の取り組み状況の説明 |
| 平成 24 年２月　日 | 他市の取り組み状況の報告、意見提案 |
| 平成 24 年７月　日 | 本市の取り組みに対する提案、 |
| 平成 25 年２月 15 日 | 答申案の検討、集約 |

平成 25 年　月　日

長野市長　鷲 澤　正 一　　様

長野市消費生活協議会
会長　吉 池　　章

**長野市の消費者教育・消費者啓発の推進について（答申）案**

平成 23 年 7 月 8 日付け、23 市第 128 号で諮問のありました、「消費者啓発・消費者教育の取り組みについて」に関し、本協議会で審議した結果を別紙のとおり答申します。